

4) 独身青年男女の出会い・交流の推進

若い世代に未婚者が増えている背景には、若い男女が結婚・出産・子育てに伴う家事や育児等の生活上の負担感を大きく意識するために結婚自体をためらう、という面もある。

また、最近の意識調査によると、未婚化・晩婚化の最大の原因として、「相手が見つかるまでは結婚しなくてもいい」という人が多数となっている。結婚に至る出会いの形はここ半世紀で様変わりし、50年代には5割を占めたお見合いは、最近の調査では1割を切っている。市町村の中には、こうした状況から独身青年の男女の出会いや交流を推進するため、イベント等の出会いの場の提供や青年団体がイベント等を開催するための活動費の一部を助成したり、出会いや交流の情報提供を行っている自治体も見られ、こうした取組も必要に応じて実施することが考えられる。

【取組例】よりよい出会いを求めて（結婚相談事業）（埼玉県新座市社会福祉協議会）

結婚相談事業は、生涯の伴侶を得るよりよい出会いの機会を創出することを目的として実施しています。この事業は結婚を希望する男女があらかじめ履歴事項等を記載したセレクトカード及び写真等を提出しておく登録方式で、登録者はこのカードを閲覧し、会ってみたい人を見つけた場合、結婚相談員（民生・児童委員、市民の計8名）に申し出て、結婚相談員が相手方紹介日時等を調整し、出会いの場を設定し、以後の交際については、双方の責任において行う方式です。

登録料は、通信費として年間1,000円となっています。結婚が成立した場合は、社協へ結婚成立の届出を行っていただき、社協からお祝いの記念品を贈呈しています。また、結婚相談日を毎月第1日曜日、第2第4火曜日の午後、社協の相談室において開設し、結婚相談員2名が交代で相談に応じています。この結婚相談事業は、より幅広いエリアからの選択が可能ほど効果が期待できるものであり、近隣2市の社協と相互に連携し事業を進めてきました。登録者数は、現在、男女計で約80名で、30代、40代の方が多く占めています。平成13年度は3組、本年度は現在、1組の結婚が成立しています。

また、この結婚相談事業の一環として、先ほどの近隣2市社協との合同事業として年に1回ティーパーティー方式での集団による出会いの場を設定しています。本年度は、昨年11月17日に開催し、広報紙等を見て応募した男女約50名が参加。自己紹介に始まり、和やかな雰囲気のうちにお互いの会話がはずみました。このティーパーティーで出会った数組のカップルが交際を続けており、その成果が待たれるところです。

今後の問題点としては、近隣2市の社協が本年度で結婚相談事業を廃止するということによる広域的な機会の減少です。当市社協としては、出会いの場を創出する機会として、また、幸福な家庭作りのため、当面、この事業を継続していく予定ですが、今後、ティーパーティーも含め、結婚相談事業の在り方については検討を加えていく必要があると考えています。

【取組例】結婚相談員活動事業・青年ドリーム支援事業（秋田県鹿角市）

鹿角市は合計特殊出生率（1993～97年、ベイズ推定値）が1.86と県内の市では最高です。それでも高齢化と若者の流出が進み、定住促進と少子化対策が最重要課題になっています。とくに、結婚を希望しながら出会いの機会に恵まれない若者が少なくありません。そこで、若い男女の出会いの場をつくり、結婚、定住、後継者育成につなげるため、仲人に報酬を支給する結婚相談員活動事業と、出会いのイベントを開く青年ドリーム支援事業を行っています。

結婚相談員は、結婚相手に関する情報提供と仲介を行い、結婚を促進して将来に夢を持てる生活基盤の確立を図り、地域活力の向上と少子化対策に寄与することを目的としています。誠実かつ人望が厚く縁結びに生きがいと意欲を持つ人に市長が委嘱し、あくまで身近に相談する人がいないとか、誰に相談したらいいかわからないと困っている方々のためにボランティア的に自分の持っている情報や人脈の範囲内で相談に乗っていただくものです。

相談員の日常活動の謝礼は月額1万円、再婚を含む結婚成立の謝礼は、1組につき5万円ですが、出産の可能性と地域社会経済への貢献度を考慮して、謝金は双方とも45歳以下に限定し、俗にいう頼まれ仲人は除きます。また、毎月第4日曜日に交流センターで相談員2人が結婚相談に応じています。2001年度は11回開いて45人が相談、うち10人が女性でした。これまでに成立した結婚は1件ですが、交際中のカップルが数組あります。

一方、青年ドリーム支援事業は2001年度から実施。青年の夢とアイデアと実践力を生かした社会参加活動を喚起し、青年が出会い賑わう活気に満ちた町づくりを推進するため、18歳から35歳までの男女10人以上で構成する青年団体等の活動費を1年に限り50万円を限度に助成しています。具体的には、スキー・スノーボード大会、八幡平親子サバイバル体験、地元演奏家のコンサート、4WD安全走行講習会などを活発に展開しています。

【取組例】結婚推進課長の奮戦（長野県四賀村）

北アルプスを望む四賀村（しがむら）は松本市から車で20分ほどの山あいに広がる農村で、雪は少なく降水量は年間1000ミリ以下という晴天村です。松本に通勤する兼業農家が多く、人口約6200人、2002年度の出生数は46人です。合計特殊出生率（1993～97年）は1.75と県内でも高いが、90年代に入り急速に落ち込みました。

1997年に村議会で「独身の男が増えているが、行政としてどういう考え方でどういう手をさしのべているのか」という質問がありました。当時は結婚相談員を地区ごとに15人（現在5人）委託していましたが実績が上がらず、年老いた親から「息子をどうにかしてほしい」と悲痛な要望が相次いでいました。

プロジェクトチームで検討した結果、結婚推進係を置くという結論に達しましたが、中島学村長は「そんな生半かなものでどうする」と一喝し、結婚推進課に昇格させました。課長と臨時職員1人だけの超ミニ課。初代の小林有人課長は、「30歳以上の男性が対象。女性にもてないと思われない男のプライドを傷つけないよう名前は伏せてプライバシーを保護している。マスコミが全国初の課として話題に取り上げてくれたので、働きかけなくても全国の女性から問い合わせが来た。東京、神奈川、名古屋、大阪、広島など大都市に住む女性が多い。全国の市町村からの問い合わせや激励も少なくな

い」と話しています。

女性とは電話やインターネットでやり取りし、課長が出張して女性の身元や考え方を確認し、希望に沿う村の男性を紹介しました。最近は女性の方から村を訪れ、村営の宿に泊まり、北アルプスの絶景に心を奪われるケースが多いようです。週1度、年間50回の見合いを目標に取り組んでいますが、30歳以上の独身男性は300人もいます。

これまで6年間に15組が結婚し、年間2組ほどのペースです。うち中国人と結婚した2人は離婚しましたが、1人は再婚しています。子どもは合計7人でうち1人は2003年5月に誕生予定です。2002年度は4組がゴールインし、結婚件数全体の約3割に達しました。

5 子どもや母親の健康、安心・安全の確保

(施策の具体例)

- 1) 母子保健サービス（新生児訪問指導、乳幼児健診、母親・両親学級）の充実
 - ・問題発見時のきめ細かな対応や精神的なケア、子どもや母親が達成感や自信を持てるような接し方（褒める等）の推進・健診、予防接種、講座等の場での子ども一時預かりサービス
 - ・病院の産婦人科や産院など医療施設が行う子育て支援サービス（育児サークル、家庭訪問など）との連携
- 2) 母子保健事業と福祉・教育施策の連携
 - ・母子健康手帳に福祉・教育関連事項を追加して交付
 - ・3歳児健診等の場や母子健康手帳交付時における子育て支援情報の提供等
 - ・母子健康手帳交付時に子育てのヒント集となる家庭教育手帳を配布
- 3) 小児医療の充実
- 4) 児童虐待対策の充実
 - ・臨床心理士などの専門家による個別カウンセリングや専門家を交えたグループカウンセリングの実施

○ 次世代の育成を支援するに当たっては、子どもや母親の健康、安心・安全の確保は重要な課題である。

このため、母子保健事業については、質の向上と利用しやすい体制整備を図りつつ、福祉・教育施策等と連携していくことが必要である。

また、安心して医療を受けることができるよう小児救急医療をはじめとする小児医療の充実や、深刻化する児童虐待問題について専門家との連携を図るなど対策の充実を図ることが必要である。

1) 母子保健サービス（新生児訪問指導、乳幼児健診、母親・両親学級）の充実

出産直後の母親が強い育児不安を抱え、「産後うつ病」や児童虐待に至ってしまう場合もあることに対応して、虐待予防のための仕組みづくりや訪問指導員の養成など、新生児訪問指導の充実を図ることが必要である。

乳幼児健診については、これまでの疾病・障害の早期発見・早期療育に加え、育児支援の観点も踏まえた、きめ細かな対応や精神的なケアが求められる。

また、子育てに自信がもてない母親の存在が指摘されているところであり、母親・両親学級等において、単に子育てを教えるのではなく、子どもや母親が達成感や自信をもてるような接し方（褒める等）を紹介するなど工夫した取組を行っていく必要がある。

また、健診、予防接種、講座等への受診・参加が容易になるよう、そうした場での子ども一時預かりサービスの整備も重要である。

その他、病院の産婦人科や産院など医療施設が行う育児サークル、家庭訪問などの子育て支援サービスといった社会資源との連携を図ることも母子保健サービスの充実に有効である。

【取組例】パパママ教室(愛知県高浜市)

高浜市では、妊娠・出産・育児への不安を軽減し、快適なマタニティライフの支援を図ることを目的にパパママ教室を開催しています。

対象者は、初妊婦とその夫です。開催回数は、年間6回、奇数月の土曜日に行っています。平成13年度参加人数は、延べ88名で、うち夫の参加人数は43名と、ほぼ夫婦単位での参加でした。

パパママ教室の内容は、

- ① お口の中の話(歯科衛生士)
- ② 抱っこのレッスン(助産師)
- ③ パパの妊婦体験(保健師)
- ④ ビデオ鑑賞(「赤ちゃんこのすばらしき命」「新米ママ&パパに贈るメッセージ」)
- ⑤ 助産師さんに聞いちゃおう(助産師)

の5項目です。

平成14年度からは、資料の一つとして父子健康手帳を配布しています。毎回終了時にとっているアンケートでは、抱っこのレッスンや妊婦ジャケットを使用した妊婦体験は「妊婦のつらさがわかった」「自覚がわいてきた」などの感想が聞かれて、ほとんどの夫に好評です。また、歯科衛生士による「お口の中の話」では、妊婦だけでなく夫にもサリバスターを使って歯周病チェックをしています。このコーナーについても参加者に好評です。

一方、妊婦からも「夫と一緒に教室に参加し、体験を通して普段話し合えないことを夫に理解してもらう良い機会となった」という意見が聞かれています。教室に参加することで、赤ちゃんが生まれてくることに対する自覚や心構えが確立されることにつながると言えます。

また、子育て支援センター事業などの紹介をして、産前から産後までの育児不安の解消に取り組んでいます。

【取組例】妊婦禁煙教室(大阪府枚方市)

枚方市では、妊娠届出書より喫煙妊婦(禁煙希望者も把握)が把握できることから、禁煙希望者に教室の案内を行い、平成13年11月より保健センターにおいて妊婦の禁煙教室を試行実施しました。

平成13年4月、妊娠届出書の様式を変更し、異常(疑いを含む)のスクリーニングに留まらず、妊娠初期から出産・育児を通してのサポートがより効果的に行えるような配慮を行いました。詳しい内容は、自由記載としましたが「喫煙・飲酒」についても質問項目に追加しました。

平成12年全国「身体発育調査」による妊婦の喫煙率をみると、全年齢の妊婦の喫煙率は10.0%ですが、年齢階級別にみると年齢が低いほど喫煙率が高くなっています。枚方市の妊婦の喫煙率は、平成13年4月から9月までの妊娠届出書によると、9.2%と全国に比べ若干低くなっていますが、妊娠を機に自ら禁煙する妊婦も多いことから「禁煙希望者」を対象に「プレママのための禁煙教室」を企画しました。

禁煙支援・禁煙仲間づくりを目標に、第1回目は禁煙についての講義「目で見える禁煙のコツ」、呼気中の一酸化炭素濃度測定、「あなたのニコチン依存度は？」などを実施し、

第2回目以降は両親教室に合流参加していく形で実施しました。参加者は多問題家庭も少なくなく、教室終了後も保健師が引き続きフォローを行っています。平成13年度は、2クール実施しました。

平成14年度の実施状況として、教室の周知方法は、妊娠届で禁煙希望のある第1子の妊婦に電話で勧奨。第2子以降の妊婦は電話フォローを行い実態把握しています。実績として、1クール5回の4クール実施予定。2回目から5回目は「両親教室」と合同で実施しています。参加人数は、1名から6名と幅がありますが、保健師2名が担当しています。平成14年度も継続実施し、教室の在り方やフォローについて検討を重ねています。

【取組例】プリティーママアドバイザー事業（愛知県高浜市）

高浜市では、平成13年度より「プリティーママアドバイザー事業」を実施しています。この事業では、育児支援及び虐待予防を目的に、育児上の不安や悩みを保育士ボランティア（無償）が遊びを通してアドバイスし、親と子の健康づくりの支援を行っています。

対象者は、1歳6か月児健診・3歳児健診を受診する親子です。実施回数は、各健診が月に1回ずつ実施されているため、毎月2回行っています。

活動内容は、体操・手遊び・紙しばい・歌遊び・絵本の読み聞かせなどを行い、その後、母親に声をかける中で、随時育児相談を受けています。また、親子の関係が気になる場合は保健師に情報提供があり、保健師がその親子のフォローを行っています。現在の保育士ボランティアは登録数6名ですが、実際の活動は毎回2～3名で行っています。活動内容や教材も保育士同士で決めています。

この事業を実施するようになり、健診の待ち時間を遊びながら待つことができることから、親子にとって楽しい時間となっています。実際、活動に参加した母親からは「こういう時間があり、ほっとします。」との声がありました。このように、母親がイライラして健診を待つことが少なくなり、子どもにとっても、リラックスして健診を待つことができるようです。

また、健診をしている保健師にとっても、子どもが遊んでいる様子を観ることができ、子どもの本来の姿が分かるので、非常によい機会となっています。

2) 母子保健事業と福祉・教育施策の連携

母子健康手帳はすべての妊婦に交付されるものであり、また、3歳児健診等の受診率も高い。このため、こうした機会を利用して、

- ・母子健康手帳に福祉・教育関連事項を追加して交付すること
 - ・3歳児健診等の場や母子健康手帳交付時において、子育て支援や関連する福祉・教育施策について情報提供したり、家庭教育に関する講座を実施すること
 - ・母子健康手帳交付時に子育てのヒント集となる家庭教育手帳を配布すること
- といった取組は、子育てに関する施策を総合的に認識してもらう上で有効である。

**【取組例】母子健康手帳に福祉等の情報を記載、市作成の「子育て手帖」を同時配布
(大阪府枚方市)**

枚方市では、母子健康手帳交付の際、枚方市版の「すくすく子育て手帖」を無料配布。内容的に、妊娠から出産、子育て期間を一連とした保健福祉サービス、仕事を持つ両親への情報提供、子育てに関する枚方市内の施設一覧表などを紹介しています。

平成9年度母子保健法の改正に伴い、大阪府で一括作成されていました母子健康手帳が市町村事業となったのをきっかけに、枚方市独自の「母子健康手帳」と「すくすく子育て手帖」を保健センターの保健師を中心に検討し配布することになりました。毎年内容を検討する中で、妊娠、出産、子どもの成長、健康診査や予防接種の記録及び母子保健・医療サービス提供にとどめず教育・福祉等の枚方市で受けられる子どもサービスを盛り込み内容の充実を図ってきました。年間約4,500人の方の妊娠届があり、内容としては多様なニーズに応える必要性があります。

平成15年度配布予定の「子育て手帖」においては、福祉事務所子ども課と合同で内容の検討を重ね、従来からの様式を大幅に変更する予定です。

具体的には、①乳幼児期にとどめず、学童期・思春期までの情報提供 ②障害のある子どもへの支援を含むサービスの情報提供 ③困ったときの各種相談コーナーの紹介 ④子育てマップ（保育所・幼稚園・小中学校等）など、多機関に及ぶ情報を掲載するよう調整を図りました。

関係機関としては、枚方市の保健センターと同じ福祉保健部である福祉保健総務課・障害福祉室・国民健康保険課・国民年金課・医療助成課・子ども課・保育課に関わる情報。また、教育委員会の学務課・青少年課。市の機関以外に、住宅管理事務所や大阪府の保健所にも協力していただき、内容拡充しています。

【取組例】どんぐり会議（継続的に子ども・家庭を支援するシステム）（長野県茅野市）

茅野市では、新生児一人ひとりに「乳幼児カルテ」を作成しています。このカードには4ヶ月、10ヶ月、1歳6ヶ月、2歳、3歳児といった乳幼児の健診記録から健康や相談、支援に関するデータが記入されております。そのなかで保健・医療・福祉の各機関と、保育園・幼稚園・学校などと連携をはかる必要が生じたときには、「どんぐり会議」を開催し継続的な支援を行っていきます。運用については個人情報保護条例を適用し、プライバシーに十分配慮しています。

身近な相談の拠点としては、4つのエリアにある保健福祉サービスセンターが窓口になり、それぞれの地域で基本的な生活支援はもとより、保育園・幼稚園、学校との連携も進めております。例えば障害のある子どもの場合、成長とともに相談窓口が変わりその都度対応が異なることのないよう継続的に支援していきます。

乳幼児からの生育歴をふまえながら、保育園や学校の個別支援だけでなく、卒業後に地域の中で豊かな自立生活を営むことができるよう見通しを持って援助してまいります。

このため、入園、入学、卒業などの節目ごとに「カンファレンス」を実施し、本人や家族のニーズを大切にしながら、必要な専門職（保健師・医療職・福祉職・教員・保育士など）が一緒になって、中長期的なケアプランを検討してまいります。

この定期カンファレンスとは別に必要に応じて随時「どんぐり会議」も行っています。本人や家族からの相談、学校や医療機関からの連絡、地域の見守りと通報を受け、速やかに関係機関の職員が集まって「どんぐり支援会議」（どんぐり会議メンバーの他に警察・弁護士・保健所など）を開催し検討してまいります。急を要する児童虐待や、時間をかけた対応が求められる時もある、不登校や引きこもりについても、特定の機関が問題を抱え込まず、関係機関が情報を共有した上で、連携して支援してまいります

そのためにも、子ども・家庭応援センターが常に関係機関と円滑な情報交換をし、緊急時にも迅速に対応できるよう「カンファレンス・相談体制ネットワーク」の構築を進めています。

3) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであり、子を持つ親のニーズも高い。

しかしながら、少子化の進行や小児医療の不採算性を背景として、小児病棟を縮小・閉鎖する病院の増加、小児科医を志望する学生の減少が進んでいる状況である。

子育てしやすい環境づくりの不可欠の要件である小児医療体制の充実に向けて、国や都道府県による継続的な取組とともに、各市区町村においては、当番医制や病院の輪番制等による小児医療体制の確保を行う必要がある。

また、子どもの成育歴等を熟知している「かかりつけ医」を持つことは、親の不安を軽減させるとともに、適切な診療にもつながることから、妊娠中からかかりつけ医を持つことを推奨していくことも必要である。

さらに、地域のニーズに応じて、病中児保育の実施体制の整備も重要と考えられる。

【取組例】小児科医の輪番制（岩手県宮古市）

宮古市では、休日・祝日の一次（初期）救急患者の診療に当たるため、社団法人宮古医師会（以下「医師会」といいます。）の協力により、会員の医師2名（内科系、外科系各1名）が輪番制で担当する宮古市休日急患診療所（以下「診療所」といいます。）を設置しています。

診療所の小児科診療については、従来、診療所の患者のうち15歳未満の小児の割合が約50%と多数を占める中、小児科医を含めた内科系医師が担当していましたが、小児科医が少ないことと輪番制であることから、1ヶ月の内科系診療担当医に小児科医が一度も当たらないという事態も生じていました。このような小児科医不在の状況を少しでも解消するため、小児科医の協力の基に医師会との協議により、平成10年6月から第3日曜日に限り、内科系診療担当医に小児科医を充ててきました。その後、土・日曜日に診療する小児科医院が開業したことにより、平成14年4月からは、診療所における小児科医の診療担当日を第3日曜日から祝日に変更し、実施しています。

これにより、小児科診療については、平日は県立宮古病院及び市内の小児科医院（3か所）、土曜日は市内の小児科医院（午前3か所、午後2か所）、日曜日は特定の小児科医院（1か所）、祝日は診療所（午前9時～午後9時）が、それぞれ対応しています。

小児科の患者にとって、昼については365日、いずれかの医療機関で診察を受けることができるようになり、子育て中の母親からは、「子供が具合悪いとき、専門の小児科医で安心して診察を受けることができる」と好評です。

今後は、夜間の小児救急医療体制の確立が課題となっていることから、岩手県宮古地方振興局に設置された医師会、県立宮古病院、小児科医院、宮古市及び宮古保健所の委員で構成する「宮古保健医療圏・小児救急医療整備体制検討会」で引き続き検討を重ねていくことにしています。

【取組例】病中児保育（香川県善通寺市）

（→83ページを参照）

4) 児童虐待対策の充実

近年増加している児童虐待問題については、その防止等のための各般の対策を講じることが極めて重要である。具体的には、児童相談所、福祉事務所、市町村保健センター・保健所、医療機関、保育所、学校、警察、さらには民生委員・児童委員やNPOなど、市町村及び都道府県の関係機関や地域住民が一体となって「発生予防」や「早期発見・早期対応」に取り組むことに加え、児童養護施設等による受入体制の整備、保護者への指導体制の充実、臨床心理士などの専門家による個別カウンセリングや専門家を交えたグループカウンセリングの実施等の「児童の保護・支援・アフターケア」を強力に推進することが重要である。

市町村においては、乳幼児健診時の相談体制の充実や、市町村域における関係機関・団体等の児童虐待防止ネットワークの設置といった取組が求められる。

【取組例】子ども安心ネットワーク委員会・検討会（長崎県佐世保市）

佐世保市では、青少年教育センターが事務局となり、平成12年11月より学校、保育会、警察、市役所子育て家庭課等12機関からなる「相談機関連絡協議会」を設立し検討会を重ねてきました。

一方、子育て家庭課では、育児不安や虐待などの相談が増加していることから13年3月虐待の学習会を開催しました。その際関係機関から、子供の虐待に関するネットワークをとの声が多く上がり検討しましたが、似たようなネットワークがあり分かり難い、子供のことは一本化してもらいたいとの指摘を受け、教育委員会と協議しました。その結果、虐待・子育て問題・いじめ・不登校など子供にかかわる問題は、乳児期、学童期を問わず共通していること、又子供にかかわる関係諸機関が、それぞれの立場で連携を図りながら考えていく必要性を強く認識し「相談機関連絡協議会」をさらに発展させ「佐世保市子ども安心ネットワーク委員会・検討会」として現在取り組んでいます。

委員会・検討会のメンバーとしては、教育委員会、小・中学校、保育会、主任児童委員、警察、医師会、児童相談所などの代表者15名で構成されています。検討会は、2か月に1回事例を出し合い、どの機関がどのように連携しながら支援するかを協議します。又委員会は、年に2～3回開催し検討会で話し合われた問題の報告を受け、市としてどのように取り組んでいくかなどを決めていく会として位置づけています。

この会の目的は、①子供の持つ諸問題について、対応技術の向上など関係者職員のスキルアップと、②各関係機関同士の連携を深め役割を明確にし、地域のサポート体制を整えることとしています。

検討会では、事例に対するそれぞれの立場での意見が出され、また精神科医師からは、子供の心を見つめる大切さなどのアドバイスがあるなど、毎回熱のこもった会になっています。1年になろうとしている現在、関係機関の理解や連携はまだ充分とはいえませんが徐々に広がりつつあることを実感しています。

【取組例】ネットワークを中核とした児童虐待防止対策（大阪府堺市）

堺市においては、平成12年10月に行政及び子どもに関わる関係機関や民間団体等17団体で構成するネットワーク組織「堺市子ども虐待等連絡会議」を設置し、同会議を中核として虐待防止対策に取り組んできました。

この連絡会議には、堺市全域を対象とした「代表者会議」及び「実務者会議」があり、さらに各支所区域（6区域）に「支所区域会議」を設置しており、全体では3層構造となっており、委員数は200名を超えている大所帯です。

また、実務面では、本庁に調整会議（構成：家庭児童相談室、教育委員会、保健所、府児童相談所）を設置し、緊急対応や地域で見守る等のリスクアセスメントを行い、本市として統一された対応が行えるようにしています。

緊急対応については、府児童相談所に送致し、地域で見守る場合については、関係者による早急なカンファレンスを行うようにしています。

これまで取り組んだ主な事業としては、啓発パンフレットの作成、市民フォーラムの開催、専門機関別の対応マニュアルの作成、実態調査の実施、研修会の開催などを実施するとともに、早期発見から通告までの体制を整備しました。

とりわけ、平成14年7月に作成した専門機関別の対応マニュアルは、総論の他、学校編や幼稚園・保育園編、保健・医療機関編、福祉事務所編の5編で構成され、合計約1万5千冊を配布し、さらに、各マニュアルに沿った研修会を開催し、教員、医師など約1,163人の参加がありました。

このように、本市の虐待防止対策は、民間機関や専門機関の協力のもと、一定の成果を得ています。

今後は、「被虐待児及び家族に対するケア」に取り組む必要があるとして、平成15年度に児童精神科医師及び臨床心理士等を迎え、対応困難ケースについてのスーパーバイズや個別対応の場として「(仮称)虐待ケース対応検討会」を設置する予定です。

被虐待児及び家族に対するケア対策とともに、職員のメンタルヘルスケアにも寄与すると考えています。

【取組例】児童虐待対策の充実（大阪府四條畷市）

四條畷市では、平成13年7月に「児童虐待問題連絡会」を設立し、児童虐待の予防、早期発見、保護、予後の家庭支援等をおこなってきました。

この連絡会は、市役所の関係課、子ども家庭センターや保健所、警察、消防、医師会、民生委員、弁護士などの関係機関や団体で構成され、「子どもの心の健康づくり対策事業 国庫補助金」も得て運営されています。事務局は子ども福祉課が担い、実際のケース対応は、地域子育て支援センター（公設公営・保育所併設型）が中心的に担っています。

家庭児童相談室機能を有する地域子育て支援センターが、福祉事務所の虐待通告機関に位置づけられ、市内の虐待情報が集まる場となっています。また、ひろば事業や子育てサークル支援事業から、在宅子育ての状況も集約できる場となっています。

保健所、保健センター、子ども家庭センターから紹介されるケースで、育児不安や虐待予防の視点で支援の必要な親子は、ひろば事業で受け入れ、保育士からの具体的なアドバイスにより育児力を高めたり、保護者同士の交流により悩みや不安の軽減を図っています。

また、保健センターと連携して虐待予防に重点をおいた取り組みもすすめています。1歳半健診への参加や第一子の一歳の誕生日にはがきを郵送し、育児情報や相談窓口の紹介をおこなっています。はがきの郵送から相談につながったケースもありました。一歳半健診未受診者でハイリスク家庭には、保健師といっしょに家庭訪問をおこなうこともあります。

地域子育て支援センターでは、関係機関と連携し具体的に虐待・虐待予防ケースに関わっており、そこで蓄積されたノウハウをより多くの関係機関に提供していくことも大きな役割となっています。

地域子育て支援センターには、在宅子育ての健全育成から虐待家庭への支援まで、その機能を生かした幅広い地域の子育てを支える事業展開が求められています。今後は、虐待問題の市民啓発が課題となっており、市民参加型の取り組みを検討しています。

【取組例】広島市児童虐待防止対策連絡協議会（広島県広島市）

児童虐待の防止には関係機関の虐待防止ネットワークが必要であると設置が望まれていたことから、広島市児童相談所では、平成11年度より、「広島市児童虐待防止対策連絡協議会」を設置し、年1回開催しています。また、虐待事例に対する具体的対応策を検討する処遇検討部会を随時開催しています。

構成員は、警察、医師会、弁護士会、民生委員児童委員協議会、福祉事務所（家庭児童相談室）、保健師、教育委員会、公私立小中高校、幼稚園、保育園等の関係機関20名の委員で組織されています。

目的は、児童虐待について共通認識を持ちながら、各関係機関において児童虐待の早期発見・通報体制を整えると共に児童虐待の防止を図っています。